

論文

『民約訳解』再考

——中江兆民と読者世界——

岡田清鷹*

はじめに

読む、という行為を考えてみると、その行為には複数の感覚が動員されることに気づく。小説や随筆に限らず、学術書、詩、映画の字幕に至るまで、ジャンルや人によって程度の差はあれども、それらを読むことは視覚、触覚、聴覚の働きの負う。外山滋比古は読む行為を発展段階的に、文字を音声化して読む「音読」、頭のなかで音声化する「黙読」、音声化の過程を経ずに文字を読み進める「超黙読」（いわゆる速読）と捉えた¹。この過程は個人内において起こることのみならず、読者が歴史において経た過程でもある。その読者の「音読」から「黙読」への歴史的な過程に注目したのが前田愛である。前田は教育制度・活版印刷・住居環境の変遷などと絡め、人びとが黙読して本を読む行為へと至る過程を描きだした²。そして外山・前田共に、黙読する読者たちを「近代読者」と名づけている。

しかし音読から黙読への変遷に明確な境界線を引くことはできない。一般的な読書形式が黙読となり「近代読者」が成立したと思われる現代でも、小学校での国語の授業では戦前の教育勅語さながら教科書を音読させる。また暗記術や文章術においても声に出して読むことが奨励されるといったことを思えば、音読の文化は現代でも続いている。音読と黙読の流れが錯綜しだしたのは、言語環境が劇的な変化を起こした明治であった。

書物を著した明治の知識人たちの多くは音声に対して意識的であった。例えば福沢諭吉の『世界国尽』（1869）には「世界はひろし、万国は、おほしといへども大凡、五に分けし名目は、亜細亜、阿弗利加、欧羅巴、北と南の亜米利加に、堺かぎりて五大州、大洋州は別に又、南の島の名称なり、土地の風俗人情も、処かはれば品かはる」とある。世界地理を七五調で説いたこの啓蒙的な文句は初等教育にも用いられた。明治初期から中期にかけての活版文化は全国的な規模を持っておらず、新知識や思想は歌や文句といったオーラルなコミュニケーション媒体にのって識字の壁を越える伝達力を得ていた。

明治の書物を考えるにあたって、「書く」と音読は切り離すことはできない。紙に書かれたものは平面的だが、声に出して読まれることでそれを話す人、共に読む人、聞く人らに共有されて空間性・立体性を得る。そして伝言ゲームのように口頭伝達されることで新知識は同心円的な広がりをもっていく。そのような読みの潜在性をたいへんに意識した人物のひとりが、本稿で取り上げる中江兆民（1847 - 1901）である。

一 読者空間のなかの『民約訳解』

兆民は問答体の形式を愛用した³。問いかけられ、それに答える。問題提起と応答とで展開し、読者を問題提起側に同一化させることで啓蒙する性質をもつ問答体は、中国古典で度々使用される形式である。そのことから兆民の問答体の著作も当時の学びの習慣のなかで捉えられる⁴。寺子屋などの江戸時代から連続する読者世界のなかで政治的思想を論じることにより、兆民は新たなことばや思想を読者に伝えようとした。

キーワード：『民約訳解』、中江兆民、読者論、音読、漢文

* 立命館大学大学院先端総合学術研究科 2008年度入学 共生領域

兆民が問答体形式をとった代表的な作品といえば『三酔人経綸問答』だろう。三人の知識人が酒を呑みながらそれぞれ政治思想を演説する様子は、読む者を飲酒と思索、そして語り合うことへと誘惑する。この作品を木下順二と江藤文夫が音読しようと試みているように⁵、実践的な音読行為をつうじて問答体は弁論の劇や朗読劇にもなりうる事がわかる。

もう一つ、中江兆民の代表的な成果にルソーの『社会契約論』(Du contrat social, 1762)の翻訳がある。一般的に『民約論』として理解されることがあるが、その翻訳は二種類存在する。漢字とカタカナが交じった訓読文体で訳出された『民約論』(1874)、そして漢文体へと改められた『民約訳解』(1882)(以下、『訳解』)である。なぜそのような改訳がおこなわれたのかは謎とされ、主に思想史領域において兆民の伝記的事実から議論がされてきた⁶。

前田愛の読者論以降、文学作品をその当時の世相に置き直してその作品理解を深める研究がおこなわれてきた。他方、当時の思想書や学術書に関してはそれらの先駆性は称揚されても読者論的観点から言及されることは少ない。『訳解』は漢文体で書かれていることから、一見すると言文一致運動が始まる当時の風潮に逆行しているようである。だが上述の読書方法を考慮すると、当時の民権運動を始めとする読書会・輪読会・演説会といった音読を伴う読書空間のなかで『訳解』を捉えることができる。以下では、江戸時代から連続するオーラルな読者世界のなかで『訳解』を位置づける可能性を探ってみたい。

二 『民約訳解』 についての読者

『民約論』から『訳解』への改稿・改訳の理由について、兆民研究者のあいだでは兆民が「漢字漢文をもって日本の文章の主流とみなし」た⁷、あるいは漢文のもつ「論理的徹底さと厳密性」⁸を重視したとされ、そのため理想的な論文体としての漢文へ「翻訳をした」、と理解するのが一般的なようである。確かに漢文の「論理性」は兆民自身も言及しているが、当然ながら訓読文よりも漢文を読解するほうがさらなる教育を必要とする。つまり上記の改訳の理由から考えると、兆民は一定数の読者を犠牲にしたことになりうる。ここに音読という読みの姿勢を導入すると、捨象された読者は音読に聴き入る読者として立ち現れる。このように兆民は漢文の「論理性」と読者への働きかけを両立させたとも考えられるのである。

『民約論』は兆民がフランス留学からの帰国前後に訳出されたものである。刊行されず兆民の私塾仏学塾で用いられることで、弟子たちのあいだで回覧され、筆写され、写本として流通した。弟子たちによって流布範囲は次第に広がり、宮崎一郎・河野広中・植木枝盛といった民権運動の指導者層に影響を与えた⁹。同時期に隆盛した多くの私塾においても用いられている。

『民約論』が流布するなか、それを脇において兆民は『訳解』へ向けて準備をする。その1882年までのかれの足跡を簡単に辿れば次のとおりである。

『民約論』を訳出してから兆民は1875 - 77年に元老院の調査課翻訳掛に勤める。そこを辞職した後も司法省から依頼されて、いくつかの法律書の翻訳をしている。そして1881年に『東洋自由新聞』を創刊し、同年に廃刊になったのちに、兆民の私塾仏学塾から『政理叢談』(後に『欧米政理叢談』と改題)が刊行されることになる。ここに『訳解』が連載されるのだが、元老院辞職から『東洋自由新聞』、『政理叢談』創刊までのあいだ、つまり1878 - 81年に兆民が心がけたのは漢文の修得であった。仏学塾で教鞭をとりながら、高谷龍洲・三島中洲・岡松甕谷といった人物たちのもとで学んだ。かれらの塾でいくつかの漢文の文章を記している。思想よりも作文作法を学ぶことを目的としたと言われており¹⁰、この時期の学習も『訳解』を漢文体で書きえたひとつの要因である。

『訳解』は雑誌『政理叢談』の第2 - 46号(1882(明治15)年3月10日 - 1883(明治16)年9月5日)において断続的に連載された。その連載中に兆民が主宰した仏学塾の出版局から原著第一巻分に相当する第2 - 11号までの掲載分がまとめられて、刊行されたものが『民約訳解卷之一』(1882年10月25日)である(『卷之二』は未刊行)。

なぜ『訳解』は漢文で著されたのか。それに答えるにあたって山田博雄の指摘が興味深い。かれはルソーの原文と兆民の訳文の綿密な検討をとおして兆民の民主主義理解を考察しており、兆民の改訳については次のように触れている。漢文の訓読において音韻やリズムが重視される側面から「証拠はないようである」が、兆民が『訳解』を「親しいものとして」読者に理解してもらうために「声に出して読まれることを願っていただいたのではないかと」¹¹。確か

に伝記的事実から音読という読まれ方を兆民が望んだことの根拠は抽出しにくい、『訳解』の序文などにそれに関する記述を見出せる。山田が挙げているものでは、たとえば『訳解卷之一』の冒頭「訳者緒言」において兆民は、「世の同嗜者と共に之を玩誦せんと欲す。夫の文辞の陋の若きは、大方の君子、幸いに恕を賜え」¹²と述べ、問題関心を共有する者と共に意味をよく味わいながら声に出して読んで（「玩誦」）ほしい、漢文が稚拙な場合でも教養ある人（「大方の君子」）には許してもらいたい、と断っている。『訳解』を「玩誦」することをつうじて、「大方の君子」たちは訳文の良し悪しのみならず、解釈などをめぐって議論を交わし、『訳解』への理解を深めることだろう。そのような共同的な読みを兆民は望んだのかもしれない。しかしいずれにせよ、『訳解』は「大方の君子」だけに開かれたものだったのかという疑問が湧く。山田は「兆民の眼中には一般民衆への訴えかけはなかったように考えられる」と結論づけているが、それでは読者に親しみを与えるという音読の一側面しか捉えられていないのではないだろうか。音読されたテキストにはそれを聴き入る、聞き手が存在しうるのである¹³。

予や迂陋、世に処して知曉する所なきも、旁行〔横文字〕の書に至りては、夙に思を罩めて誦習するところ、聊か自から得るところ有るを覚え、徒を聚めて教授すること此に年あり。頃者二三子と謀り、婁騷〔ルソー〕あらかず所の民約なるものを取りて之を訳し、巻を逐うて鏤行し、以て世に問わんとす。……〔以下略〕¹⁴〔以下、亀甲括弧は引用者〕

上記は『訳解』が刊行された際に兆民が附した「叙」だが、ここで注目したいのが「誦習」という語である。主に仏学塾での講義に用いられた『民約論』を自身でも「誦習」してさらに理解を深め、それを生徒たちに「教授」した。その「教授」においても生徒たちに「誦習」させたのだろう。つまり兆民は決して読みの方法として音読を断念してはいないのと同時に、『訳解』は兆民が「教授」をしながら「自から得るところ」をまとめた、教育的な配慮がされた書物であったことがわかる。

そのような講義がおこなわれた場から『訳解』が生まれたのだが、それに加えて先にも述べたように『訳解』の刊行直前まで漢学の修業を積んでいることから、漢文を生徒や書生たちによって「誦」み合わせることの効果を兆民は経験的に知っているはずである。また留学中には小学校でも学んでいる。かれは音読の空間的な側面を把握していたのである。

『訳解』はその体裁から一種の解説本ともいえるが、それが刊行本であったという事実も『民約論』よりも広範な読者をターゲットにして「世に問わん」とするためにとった戦略であったと推測できる。それまで本を本へと書き移す作業によって流布していた『民約論』に対して、『訳解』は刊行本として一定量生産されたため、写本行為が省略されるからである。

これらの理由から、「誦」み手が『訳解』を「誦」むことで聞き手は聴覚をもって読書をおこなう可能性が見出せる。つまり「誦」み手とその聞き手は共に「読者」として集合的な読書作業をおこなうことになる。

このように集団的な場が前提された『訳解』は実際に読書会や輪読会で読まれた。たとえば多くの民権期の私塾において教科書として用いられ、また色川大吉の調査からわかるように北多摩郡調布の民権家中村重右衛門は「本文に朱点をほどこし、誤字に朱筆をいれ」ていた¹⁵。

ここまで主に兆民の伝記的事実から『訳解』を捉えてきたが、兆民は自身の意図を本文にどのように表現したのだろうか。読者の視点から捉えたときの『訳解』の姿を再現してみたい。

三 読者にとっての『民約訳解』

『訳解』の特徴を浮き彫りにするために、フランス語原文と『民約論』を併せて比較してみたい。その箇所は『民約論』の現存が確認されている二巻に絞ることとする。

La première et la plus importante conséquence des principes ci-devant établis, est que la volonté générale peut seule diriger les forces de l'Etat selon la fin de son institution, qui est le bien commun; si l'opposition

des intérêts particuliers a rendu nécessaire l'établissement des sociétés, c'est l'accord de ces mêmes intérêts qui l'a rendu possible. ¹⁶

前ニ論ズル所ノ旨意ニ有レバ、唯衆意而已能ク国資ヲ流注シテ当初ノ目的即チ公共ノ利ニ向ハ令ムルヲ得可シ、何トナレバ本来各箇ノ私利相抵触スルヨリシテ搶奪衝鬪ノ難生ジテ、竟ニ結社ノ要務タルニ至テ乃チ此衆私利ヲ一定シテ初メテ社ノ造設ヲ成シ得タレバナリ〔「君権ハ譲ル当ラズ」¹⁷〕

上の文章は第二巻第一章「主権は譲渡不可であること」(Que la souveraineté est inaliénable)にあたるフランス語原文と『民約論』の文章である。同じ箇所の『訳解』の文章と島田虔次によるその書き下し文を引用する¹⁸。

由前所述衆理推之、更又得一理、而其可崇重、与前者相若、曰董率国之力、使其必副法制之所、旨終始無渝、以長民之利者、独有公志而已、公志者何也、衆人之所同然是已〔「君権不可以仮人」〕

(書き下し文：前に述べし所の衆理に由りて之を推すに、更に又た一理を得。而して其の崇重すべきこと、前者と相い若く。曰く、国の力を董率し、其をして必ず法制の旨とするところに副い、終始渝ること無からしめ、以て民の利を長ずるものは、独り公志あるのみ、と。公志なるものは何ぞや。衆人の同じく然りとすると、是のみ)¹⁹

前巻までの「自然状態」(l'état de nature)から「社会状態」(l'état civil)へと至った過程において主権 (la souveraineté) の諸原則が生じたという意味内容を踏まえ、主権を生じさせる一般意思を考察する第二巻への導入にあたる箇所である。

一見して明らかなのは、原文と『民約論』は語と語・文と文を照応させやすいが、『訳解』とでは逐語的に訳されていないので原文と照らしあわすことが難しいことである。フランス語の翻訳というよりも『民約論』のパラフレーズと言ったほうが近い。たとえば文章の長短である。原文は一つの長い文であり関係代名詞 qui と接続詞 si で節に分けられているが、内容的にはセミコロンの箇所で文を区切ることができる。また『民約論』も句点はまだ確立されていないため一つの文章に見えるが、原文の意味内容の区切りと同じように二つの文に分けることができる(「前に…得可し。何となれば…なり。」。)。また、場合によっては原文を補う意図で句が挿入されている。たとえば、l'opposition des intérêts particuliers の箇所に対して、『民約論』では「本来各箇の私利相抵触」が相当するがその「抵触」の結果によって「搶奪衝鬪の難」が生じると補われている。

一方で『訳解』ではその句が省かれ、その箇所では la volonté générale...seule が「(民の利を長ずるものは、)独り公志あるのみ」と簡潔にまとめられているのみである。それに続く最後の文は原文にはない注釈である。問答するようなその一文、すなわち「公志なるものは何ぞや。衆人の同じく然りとすると、是のみ」は c'est l'accord de ces mêmes intérêts に一致するようにも思われるが、原文が sociétés について述べているのに対して『訳解』では「公志」の説明がされ、la volonté générale と l'établissement des sociétés が同一のものとされている。「公志」を説明する文章は『訳解』の前巻第六章「民約」においてもその社会契約状態が発生する要因を解説する箇所に用いられている。このように『訳解』は名のとおり、あらゆるところに注釈が挿入されつつ、大いに簡略化されている。

この注釈を含む翻訳の特徴は文体のリズムやそれに関連する訳語の選択傾向にもみられる。引用文における『訳解』は読み下し文によれば四つの文章に分かれている。言い換える箇所では文章が分けられることで一つ一つの文章が短くされ、その文章は修辭的技法で彩られている。前半では漢字五字が幾度か繰り返されたのちに畳みかけるように三文目が続く。そして三文目と四文目の末尾で簡単に韻を踏む(「あるのみ」・「是のみ」)。ルソーの原文においては、対句的表現がしばしば用いられており、原文の二文目では l'opposition des intérêts particuliers と l'accord de ces mêmes intérêts が対照的なかたちをとっている。対句的な表現は漢文でも得意とするところであり『訳解』でもしばしば使用されているが、引用文ではその趣は乏しい。その表現を妨げてあえて注釈をさせたものが la volonté générale を始めとする、当時では未知であった語彙ではないのだろうか。

二つの翻訳の語彙を比較してみると、『民約論』には漢語が多い。品詞にこだわらずに二字熟語を羅列すれば、「旨意」「衆意」「国資」「流注」「当初」「目的」「公共」「本来」「各箇」「私利」「抵触」「搶奪」「衝鬪」「結社」「要務」「一定」「造設」がある。それに対して『訳解』では「衆理」「一理」「前者」「董率」「法制」「終始」「公志」「衆人」と、『民約論』の約半分に留まる。漢文体のほうが漢語が少ないのは一見矛盾するように思える。しかし漢語がさらに噛み砕かれることで解読が容易になり、同時に発音されるときにそれを聴いた読者には理解されやすくなる。『民約論』は漢字カナ交じりの訓読体で書かれているものの、学習の場などで口頭によって発音された場合、テキストを眺めていない者にとってそれらの語は理解しにくい。その度に言い換えが必要になる。『訳解』においては、抽象的な概念に漢語を用いざるを得ないときには解説が加えられている。この引用文で説明されているのは「公志」であるが、それは『社会契約論』中のキータームであると同時に、訳語「公志」には多くの同音異義語があって聞き手にはわかりにくいためだろう。試みにそれぞれの漢語を手元の辞書²⁰で引くと、『訳解』におけるほとんどの使用漢語は漢籍に出典を求めることができる。『訳解』の漢語は読者にとって馴染みやすいものであり得たことも併せて指摘しておきたい。

由緒ある語であれば、「大方の君子」の「誦」み手は漢学的教養に基づいて解説することができる。そうではない場合は翻訳者兆民が解説をする。翻訳者・「誦」み手・聞き手らの分担作業がおこなわれる。テキストに内包されたこの重層的な「読み」によってより多くの読者が獲得可能になる。

続いて別の箇所を検討してみよう。

Par le pacte social, nous avons donné l'existence et la vie au corps politique: il s'agit maintenant de lui donner le mouvement et la volonté par législation. Car l'acte primitif par lequel ce corps se forme et s'unit ne détermine rien encore de ce qu'il doit faire pour se conserver.

この「法について」(De la loi) は訳出された最終章の冒頭にあたる箇所である。この章では「一般意思」の行為である立法が、「自然状態」から区別される「社会状態」において秩序を与えるための約束や権利を規定することが述べられる。それらが社会の le mouvement と la volonté を生み出すのである。では『民約論』と『訳解』ではどのようなになっているのだろうか。

首章ヨリ此ニ至ル迄只社盟ノ造設ヲ論ジタル而已ニテ未ダ其機務ヲ論ゼザレバ、之ヲ人ニ譬フルトキハ形体ト精神ヲ作りシニ均シ、故ニ後章ニ法制ヲ論ジテ此形体ニ与フルニ運動ト意志トヲ以テセント欲ス〔「国法」〕²¹

民約政之体也、律令政之発也、譬_レ之人身_ニ、民約猶_レ精神_ニ也、律令猶_レ意思_ニ也、有_レ精神_ニ而無_レ意思_ニ、隕然与_レ塑像_ニ無_レ以_レ異_レ耳、余既論_レ民約_ニ、俾_レ政之有_レ精神_ニ、請茲論_レ律令_ニ、以著_レ政之意思_ニ焉〔「律令」〕
 (書き下し文：民約は政の体なり、律令は政の発なり。之を人身に譬うれば、民約は猶お精神のごときなり、律令は猶お意思のごときなり。精神ありて意思なきは、隕然として塑像と以て異なる無きのみ。余すでに民約を論じ、政をして精神あらしむ。請う、茲には律令を論じ、以て政の意思を著わさん)²²

さきほどとほぼ同じことを両者について言うことができる。むしろ『訳解』における修辞に関してはこちらのほうがより顕著であるが、それ以外に二点を指摘したい。まず『民約論』は冒頭で「首章より…」と概括して本章に繋げられているのに対して、『訳解』は唐突に「律令」の話題から始めることで読者の注意を促し、「律令」と「民約」の関係を身体に喩えてその両者の重要性を説く。原文の文構造に即せば『民約論』のほうが近いが、『訳解』はそれを無視することで前後を参照させることなく、書物から離れて「声」を聴きながら理解することを可能とする。

次に一目見てわかるのは原文の二文目、Car l'acte primitive… 以下の文章が『民約論』・『訳解』ともに大胆に省略されている点である。その代わりに「人」「人身」として喩えることで、corps politique にとっての le mouvement と la volonté である législation が必須であることを述べている。加えて『訳解』では「隕然として塑像と以て異なる無きのみ」と原文を省略したところを言い換えてその必要性を高めることが心がけられており、corps

politique における législation の必要性の根拠にあたる部分を比喩の箇所へと繰り上げている。また『民約論』では「機務」とはじめに断り、原文に即して「運動」と「意志」に言い換えているのに対して、『訳解』では「人身」の比喩のまま「意思」に一元化して後段へと続けている。しかし補足されることで「政」と「律令」、「精神」と「意思」とのコントラストが強められている。

『訳解』では省略や逆に繰り返しも多く用いられているが、そのことは『訳解』のメッセージ性の価値を減ずるものではなく、簡略化のうえで一文が短く訓詁的に注釈を施すなど丁寧さが加えられている。このように『訳解』の言語は広範な読者を対象として構成されていた。

四 読者と『民約訳解』の関係

このような『訳解』の特徴は読者に対してどのような影響を与えうるのだろうか。

松永昌三は兆民の文章を主に「漢文脈とよばれるべき文体に属するもの」とし、兆民の文章の特色に「漸層法、同じ種の言葉の繰り返し、対句が多いこと、熟語・造語が豊富にみられること」の四つを挙げている²³。前節で見たとおり『訳解』においては語の言い換え・繰り返しなどによって理解へ向けて螺旋のように論が進められた。対句表現も他の箇所ではしばしば用いられている。しかし『民約論』から『訳解』への転換において漢語が減少していた。そのため松永が兆民の文体特徴としてあげた「熟語・造語」が多い点は『訳解』にはあてはまらない。兆民の愛弟子であった幸徳秋水が『兆民先生』（1902）で伝えるところでは、兆民自身、この点を意識していた。

洋書を訳する者、適當の熟語なきを苦しみ、妄りに疎率^{そそつ}の文字を製して紙上に相踵^うぐ、拙悪見るに堪へざるのみならず、実に読んで解するを得ざらしむ。是れ実は適當の熟語なきに非ずして、彼等の素養足らざるに坐するのみ²⁴。

むやみに造られた翻訳語はわかりにくい。そのような事態が起こるのは訳者の教養が足りないためである。兆民は秋水に、そして自身にも強く戒めていた。

翻訳語をなるべく使わないという兆民の姿勢は、漢語が流行していた当時の風潮に対するアンチテーゼであったといえよう。石井研堂は『明治事物起源』（1934）で、その様子を「日常の会話に、漢語を使ふことの大流行を見しは、奇妙なる現象なり」と揶揄している。当時、翻訳語は「にはかに抬頭せる官吏」によって「優越的標準と認められ、それを真似るのが天下一般の維新色を發揮」する、と受け入れられたのである²⁵。

柳父章が一連の著作で指摘しているように、テキストが既存の用語に照応されながら読まれることは読者の知識を一定の型にはめてしまう²⁶。このような時代的背景の下で、兆民は翻訳語をなるべく使わない文章を読者に読ませることで何を狙っていたのだろうか。それは『訳解』の冒頭に集約されているように思える。

L'homme est né libre, et partout il est dans les fers. Tel se croit le maître des autres, qui ne laisse pas d'être plus esclave qu'eux. Comment ce changement s'est-il fait ? Je l'ignore. Qu'est-ce qui peut le rendre légitime ? Je crois pouvoir résoudre cette question.

昔在人之初生也、皆趣舍由己不仰人处分、是之謂自由之權、今也天下尽不免徽纆之因、王公大人之属、自托人上、詳而察之、其蒙羈束、或有甚庸人者、顧自由權、天之所与、我俾得自立也、而今如是、此其故何也、吾不得而知之也、但於棄其自由權之道、自有得正与否焉、此余之所欲論之也

（書き下し文：昔在人の初めて生まるや、皆な趣舍己に由り、人の処分を仰がず、是れを之れ自由の權と謂う。今や天下ことごとく徽纆の因を免れず。王公大人の属、自からを人上に托するも、詳かに之を察すれば、其の羈束を蒙ること或は庸人よりも甚しき者あり。顧うに自由權は、天の我に与えて自立を得しむる所以なり。しかも今かくの如し。此れ其の故、何ぞや。吾れ得て之を知らざるなり。ただ、其の自由權を棄つるの道に於

いて、おのずから正を得るとしからざる「否」とあり、此れ、余の之を論ぜんと欲するところなり) 27

『社会契約論』は *L'homme est né libre* という主題に関わる句から始まる。これを起点として、ルソーの思想が展開していく。しかし兆民が *libre* の訳語として「自由之権」と用いるのは冒頭から三句目であり、それまでの三句全体が *L'homme est né libre* に相当している。さらに次の文章で「願自由権…」と思いつくように先の主題を言い換えて、その発生を「天」としている。次の文章でも「自由権」と述べられており、それは「自由」という語の使用に何度も念を押しているようである。引用文に続くところでは「是の段は一篇の大綱領なり」と「自由権」についてさらに詳細な説明をおこなっている。

この訳語「自由」に限れば、『訳解』が刊行される5年前の服部徳訳『民約論』(1877)では「人ノ生ル、ヤ自由ノ性ナリ」と始まっており、10年前には中村正直が J. S. ミルの *On Liberty* の訳を『自由之理』(1872)と名づけた。*libre* に「自由」という語を用いざるをえなくても、兆民はその語の前で幾度となく立ち止り確認をした。このように兆民は既存の用語をなるべく避け、やむをえず訳語を使用する際にはその語に対する知識をいったん解体して再構成することを望んだのであった。

『訳解』に対する読者は持っていた知識を新しく読むテキストの文脈で改めて置き換えなくてはならない。『訳解』は既知の語を用いることで読者の知識に対応させているようではあるが、その理解の構造が利用されて、その語に対応した新たな知識を生み出すように工夫されている。読者はテキストに導かれながら語に対するイメージを変化させていく。他方では注釈的な文体であることが「誦」み手による話しことばへの言い換えを容易にし、テキストを変容させる。このようなテキストと読者の相互作用が冒頭から開始していく。

『訳解』は読み下して「誦」む直接的読者に加えてそれを聴く間接的読者も対象に含んでいた。つまり「テキスト→音読→理解」という理解に至る系列が兆民の翻訳において設定されていることが明らかである。この様式において「声」を媒介としてメッセージの伝達がおこなわれる。そして聞き手にとってのテキストの本質とは媒介している声と同一のものになる。一方でかれら聞き手に聴かせるために、「誦」み手にとって書かれた視覚的な文字や調点は視認されるべき第一義的なものになる。そのためテキストを意味させるものとして文字や調点といった記号が大きな役割を果たす。それに基づいて音読されることで『訳解』は声による「誦」みの行為によって補完される。つまり『訳解』は漢文の翻訳としては完結していても、「訳解」としては終わっていない。兆民にとっての翻訳における戦略とは読者たちによって完結させることであった。

もちろん漢文は話しことばから遊離している。しかしそうであるからこそ身分や住んでいる地域によって生じる話しことばの揺らぎを越えうる面がある²⁸。さらに明治維新以来、「御誓文」を始めとする政府による漢文崩し体の布告が「突如として民衆のうえにふりかかって」²⁹くるなど、政治的な場面や教育において漢文崩しの文章が用いられた。このような背景のもとで兆民が漢文を記したことを踏まえれば、漢文の素養がある者がそれを「誦」むことによって表記内容の世界は方言や教養の制限を飛び越えることが可能になると考えられる。

漢文訓読体の『民約論』でも音読されることで同様のことが起こりうるが、先に述べたように『民約論』の文章や語を噛み砕いたことで、『訳解』は音読されたときにいっそう効果を増すように語られている。漢文体という視覚的な装いがそのことをわたしたちから覆い隠してしまうが、『訳解』を「誦」むことは儒学テキストを「誦」む時と似た場の形成を可能にする。当時の翻訳書は訓読体で書かれることが多く、漢文体の『訳解』は異質なものであったかもしれない。しかし音読や訳文を考慮すれば、当時の読者世界にとって『訳解』は異質なものではなかった。このように『訳解』に内包された「読み」の行為には、同時代の読者をそれまでの読みの習慣に依拠させつつ、読者の知識を作り変えうる潜在性をもっていた。

五 「誦」み手と聞き手の場

ここまででわたしたちは『訳解』における読者が「誦」み手とその聞き手から成り、集合的な読書空間を構成していた点を検証し、その読者概念を前提にしている『訳解』の文体に注目した。なぜ兆民が『訳解』に漢文体を採用したのかは、「漢文の論理性」や紙面の節約、漢籍テキストの模倣など様々な要因を想定できるが、今となつては

講義録にあたるものと言えるかもしれない。

中江兆民は明六社の同人たちとは異なり、書きことばに用いた儒教的教養を身につけたのは留学後であった。漢文訓読体は「普通文」という当時の呼び名からもわかるように、書きことばとしての一定の地位を持っていた。それを本格的に学んだのが成人後であった兆民は、自身が経験した学習の場を想定して『訳解』を多くの人に学んでもらうことを望んだのだろう。

わたしたちは兆民が『社会契約論』をどのように「読んだ」かについてはほとんど触れず、どのように『訳解』を「書いた」か、そして「読（誦）まれうる」かに焦点を当ててきた。しかし書く行為は読まれることを前提にし、校正などを含めれば作者の読む行為をも内包する。それを考えることで兆民がルソーに、翻訳に、読者に託した思いがより鮮明になるだろう。

なだ・いなだの『TN 君の伝記』では漢訳のきっかけとして次のように書かれており、兆民における語りかけの姿勢の本質を言い当てている。「TN 君は、自分がめざさねばならないのが、ルソーを訳すことでなく、自分自身がルソーになること、そして人々に訳を読ませることでなく、人々をひとりひとりルソーにすることなのだ気づいた」と³²。

そしてわたしたちが『訳解』で見たのは、「誦」み手が漢文を音読する声が兆民のそれと重なることであった。「誦」み手たちは『訳解』にしたがって注釈し言い換え、聞き手と議論を交わすだろう。『訳解』が音読・パラフレーズされることで浮かびあがるのは、漢文体・漢文訓読体・話しことばといった数種のことばが幾つかに重なったテキストの姿である。『訳解』は言語に内在する多様性が活用されることでその多様性に対応する読者を対象にした。このように兆民は現代とは異なる翻訳と語りの姿勢を示してくれる。

注

- 1 外山滋比古『近代読者論』（みすず書房、1969）
- 2 前田愛「音読から黙読へ」『近代読者の成立』（有精堂、1973）
- 3 『国会問答』（1881）・『論外交』（1882）・『三酔人経綸問答』（1887）・『国会論』（1888）・『選挙人目ざまし』（1890）、一問一答形式の『平民の目ざまし』（1887）など。
- 4 兆民のその形式をそれまでの問答体形式の系譜のなかに位置づけ、比較し、差異を論じたものに、丸山眞男「日本思想史における問答体の系譜」（木下順二・江藤文夫編『中江兆民の世界——「三酔人経綸問答」を読む』（筑摩書房、1977）所収）がある。
- 5 木下順二・江藤文夫編、前掲書
- 6 本稿では取り上げないが、両二書の訳出の中断も謎として論じられる。その箇所とは、原著の第二巻第六章「律令」であり、それについて井田進也は綿密な検討をおこなっている（『中江兆民のフランス』（岩波書店、1987））。まず井田は『訳解』を伊藤博文の「欽定憲法論に対抗する国約憲法論の論拠として提示されたもの」とする。しかし第七章以下の君臣共治論を日本でおこなおうとすると、「不可避免的に天皇制の問題」が浮上する。そのため民主政、共和政を理想とした兆民は「国約憲法論の論拠としての『訳解』の原理的一貫性を守るために」、第七章以下を削除した。井田本人も断っているとおり推測の域に留まらざるを得ないが、兆民の他の評論や人間関係が精緻に考慮されていることから説得的であると考えられる。
- 7 松永昌三『中江兆民』（柏書房、1967）
- 8 飛鳥井雅道『中江兆民』（吉川弘文館、1999）
- 9 飛鳥井、前掲書
- 10 飛鳥井、前掲書
- 11 山田博雄「中江兆民『民約訳解』の漢文訳をめぐる」『中央大学法学研究科 大学院研究年報』20、pp. 141-152（中央大学、1991）
- 12 原漢文。読み下しは鳥田慶次による『中江兆民全集第一巻』に拠る（以下、『全集』）。助詞や送りがなは人によって多少の異同があり得るが、基本的には変らないものと考ええる。
- 13 近年刊行された山田博雄による『中江兆民 翻訳の思想』（慶応義塾出版会、2009）では、先に掲げた同氏の論文より記述は減っているが、より明確に改訳の理由のひとつとして音読が挙げられている。しかしそれに聴き入る聞き手の姿はやはり見られない。
- 14 原漢文、「民約訳解巻之一」『全集第一巻』
- 15 色川大吉『明治精神史』（黄河書房、1968）
- 16 フランス語原文には Rousseau, Jean-Jacques, *Du contrat social ou principes du droit politique*（Éditions Garnier Frères, 1962）を

用いた。

- 17 「民約論卷之二」『全集第一巻』。兆民の訳を尊重し、引用文では編者によるフリガナは省いてある。
- 18 体裁の関係上横書きで記さざるを得なかったため、訓点は文字の下に附した。
- 19 「民約訳解卷之二」「民約訳解卷の二 よみくだし文」『全集第一巻』。書き下しと同様にフリガナも島田虔次のものに拠る。
- 20 ここでは『全訳漢辞海 第二版』（三省堂）、『大辞林 第二版』（三省堂）、『広辞苑 第六版』（岩波書店）、『全訳古語辞典』（旺文社）を用いた。
- 21 前掲、「民約論卷之二」『全集第一巻』
- 22 前掲、「民約訳解卷之二」「民約訳解卷の二 よみくだし文」『全集第一巻』
- 23 松永昌三『中江兆民の思想』（青木書店、1970）
- 24 幸徳秋水「兆民先生」『近代日本思想体系 13 幸徳秋水集』（筑摩書房、1975）
- 25 石井研堂『漢語の流行』『増補改訂 明治事物起源 上巻』（春陽堂書店、1996）
- 26 柳父章『翻訳語成立事情』（岩波書店、1982）
- 27 前掲、「民約訳解卷之一」「民約訳解卷の一 よみくだし文」『全集第一巻』
- 28 前田勉「漢文訓読体と敬語」、中村春作他（編）『「訓読」論——東アジア漢文世界と日本語』（勉誠社、2008）所収
- 29 イ・ヨンスク『「国語」という思想——近代日本の言語認識』（岩波書店、1996）
- 30 清書については不明だが、『訳解』の草稿に訓読点は打たれていない（『全集第一巻』写真参照）。『訳解』の読み下し文を校訂した島田虔次は訓点を「ひとまかせであったのではないかと推測しているが（島田虔次『民約訳解』の校訂、訓読について）『全集第一巻』）、幸徳秋水が伝えるように訳書を何度も見直した兆民が、訓読点を「ひとまかせ」にして刊行することは考えにくい。また「ひとまかせ」であったにしろ、兆民がそれを黙認したという事実に基づいて、訓読点は兆民によって打たれたものとする。
- 31 訓読点が打たれた漢文は中国語と日本語の境界を曖昧にする。それは荻生徂徠にとって避けるべきものであった。訓読しない漢文の読み方を徂徠の翻訳論として捉えたものに酒井直樹『過去の声——18世紀日本の言説における言語の地位』（以文社、2002）があり、本稿はそれに大きな示唆を受けた。酒井の議論を『訳解』に置き換えれば、一定の漢文訓読体が想定されていたというわたしたちの仮説から、兆民が書いた漢文を「中国語」とはいえない。一方、『訳解』は中国への越境性を持っていた（島田虔治「中国での兆民受容」『全集第一巻 月報2』）。それを考慮すれば『訳解』の翻訳文体を「日本語」ともできない。このように既に『訳解』は「中国語」と「日本語」の狭間にある二重言語的なものであった。つまり文法的には一方の言語に従い、文体は他方の言語が前提とされており、訓読点がこの境界のあいまいさを要請する。『訳解』の文体とは部分的に翻訳されたものともいえる。このようにいわゆる日本漢文を訓読する行為を翻訳というかも検討する必要がある。
- 32 nada・いなだ『TN君の伝記』（福音館書店、2002）

Reconsideration of *Minyakuyakkai*: Nakae Chomin and the Reader's World

OKADA Kiyotaka

Abstract:

Nowadays most people read books silently, but in the early Meiji era people often read aloud. Readers read the text to listeners, and thus both sides could understand it. Moreover the text was sometimes paraphrased using colloquial expressions. Hence, phonetic reading produced an audience that transcended differences in dialect or culture. This essay examines *Minyakuyakkai* (1882), a translation by Nakae Chomin of Rousseau's *The Social Contract*. Researchers have tended to overlook the impact of phonetic reading in disseminating the text's ideas as widely as possible. This essay focuses on how Western knowledge and the thoughts of Rousseau or Nakae might have been transmitted in successive readings of *Minyakuyakkai* through various styles of reading. Nakae wrote *Minyakuyakkai* in *kanbun*, the high literary style of classical Chinese, but he also affixed special marks to the text to allow the reader to change the *kanbun* to the *kanbun-kundoku* style, which was a widely used writing system of the time and which allowed *kanbun* to be read with Japanese phonetics. Nakae also added translation notes to the text. Nakae's explanations and use of *kanbun-kundoku* style made it easy for the reader to paraphrase *Minyakuyakkai* into colloquial expressions. In this way, *Minyakuyakkai* involved plural texts.

Keywords: *Minyakuyakkai*, Nakae Chomin, theory of readers, phonetic reading, *kanbun* (classical Chinese)

『民約訳解』再考 ——中江兆民と読者世界——

岡田清鷹

要旨：

個人的におこなわれる黙読に対して、前近代から明治にかけては読書形式としての音読の習慣が広く残っていた。そのため読者には音読する者＝誦み手、それに聴き入る者＝聞き手を想定することができ、読者による教育的な空間が築きあげられていた。中江兆民の『民約訳解』は漢文で書かれていることから教養のある読者のみに向けられたものであると理解されることがあるが、本稿は上述の理由から『民約訳解』の語や文体を原文や以前の翻訳と比較して分析する。そして『民約訳解』は漢文体でも音読に十分に耐え得るものであることを証明する。さらに『訳解』は注釈的な性質を持っており、そのため話しことばへも置き換えられやすい。つまり『訳解』には誦み手と聞き手という幾層の読者が内包されているだけでなく、読者によって漢文→訓読体→話しことばへとパラフレーズされる複数言語的な性質がある。このような明治特有の翻訳の一事例を示す。

